



平成 29 年 5 月 12 日

各位

会社名 美津濃株式会社  
代表者名 代表取締役社長 水野 明人  
(コード番号 8022 東証第一部)  
問合せ先 取締役専務執行役員 福本 大介  
(TEL. 06-6614-8465)

### 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の当社第 104 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (ご参考)

平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

##### (3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 株式併合

### (1) 株式併合を行う理由

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株にするにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を行います。

### (2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・比率 平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数について、5株につき1株の割合で併合いたします。

### ③ 併合により減少する株式数

- ・ 併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）： 132,891,217株
- ・ 併合により減少する株式数： 106,312,974株
- ・ 併合後の発行済株式総数： 26,578,243株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

### (3) 併合により減少する株主数

5株未満ご所有の株主様は、株式併合により当社株主としての地位を失うこととなります。ご参考までに、下記は平成29年3月31日現在の株主様の構成ですが、実際は同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数が基準となります。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
5株未満所有株主	382名 (2.31%)	612株 (0.00%)
5株以上所有株主	16,141名 (97.69%)	132,890,605株 (100.00%)
総株主	16,523名 (100.00%)	132,891,217株 (100.00%)

※株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きのご利用も可能ですので、お取引の証券会社等または当社の株主名簿管理人までご照会ください。

### (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第235条の定めに基づき、端数株式の全てを当社が一括して売却するか自己株式として買い取り、端数株式が生じた株主様に対し、その処分代金を端数株式の割合に応じてお支払いいたします。

### (5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款一部変更

#### (1) 変更の理由

- ① インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上を図るため、現行定款第5条（公告方法）について電子公告へ変更するとともに、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法を定めるものであります。
- ② 上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更いたします。なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本規定を削除するものといたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第5条（公告方法） 本会社の公告は <u>日本経済新聞に掲載する方法により行う</u>	第5条（公告方法） 本会社の公告は <u>電子公告により行う</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う</u>
第6条（発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は <u>2億9千6百万株</u> とする	第6条（発行可能株式総数） 本 会 社 の 発 行 可 能 株 式 総 数 は <u>59,200,000株</u> とする
第8条（単元株式数） 本会社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする	第8条（単元株式数） 本会社の単元株式数は <u>100株</u> とする
附 則 （監査役の責任免除に関する経過措置） （条文省略）  （新 設）	附 則 （監査役の責任免除に関する経過措置） （現行どおり）  <u>（第6条及び第8条の効力発生日）</u> <u>第6条及び第8条の変更は平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする</u> <u>本規定は平成29年10月1日の経過後、これを削除する</u>

### (3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案及び本定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

- ・取締役会決議日 : 平成 29 年 5 月 12 日
- ・定時株主総会決議日 : 平成 29 年 6 月 23 日 (予定)
- ・定款一部変更 (第 6 条及び第 8 条を除く) の効力発生日 : 平成 29 年 6 月 23 日 (予定)
- ・単元株式数の変更の効力発生日 : 平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
- ・株式併合の効力発生日 : 平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
- ・定款一部変更 (第 6 条及び第 8 条) の効力発生日 : 平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以上

#### 【添付資料】

(ご参考) 「単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A」

(ご参考)

## 単元株式数の変更 及び 株式併合に関するQ&A

### Q 1. 単元株式数の変更とは？

A. 「単元株式数」とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数のことです。現在、当社の1単元の株式数は1,000株ですが、これを100株に変更するのが今回の変更です。

### Q 2. 株式併合とは？

A. 「株式併合」とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とすることです。  
今回、当社では、単元株式数を100株に変更するとともに、5株を1株に併合することを予定しております。

### Q 3. 単元株式数変更 及び 株式併合の目的は？

A. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。また、証券取引所は、「望ましい投資単位の水準」を「5万円以上50万円未満」としております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、当社株式につき、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を行います。

### Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少すると、資産価値に影響しないか？

A. 株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市況の変動などの要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値への影響はありません。

株式併合後においては、株主様のご所有株式数は株式併合前の5分の1となりますが、1株当たりの資産価値は5倍となります。また、株価につきましても、理論上は、株式併合前の5倍となります。簡単な例でお示いたしますと、株式併合の効力発生（平成29年10月1日予定）前後で、ご所有株式数及び資産価値等は、理論上、次のとおりとなります。

	併合前	併合後	変動（増減）
所有株式数 (a)	10,000株	2,000株	5分の1
株価（理論上）(b)	600円	3,000円	5倍
資産価値 (a)×(b)	600万円	600万円	変動なし

### Q 5. 所有株式数や議決権はどうなるのか？

A. 株主様所有の当社株式数及び議決権数は、今回の単元株式数の変更及び株式併合の効力発生の前後では、簡単な例でご説明いたしますと、次のとおりとなります。

例示パターン	所有株式数（株）			端数株式 （処分）	議決権数（個）	
	併合前	併合後	減少数		併合前	併合後
A. 単元株主／端数なし	8,000	1,600	6,400	なし	8	16
B. 単元株主／端数発生	6,211	1,242	4,969	0.2	6	12
C. 単元株主／端数なし	5,790	1,158	4,632	なし	5	11
D. 単元株主／端数発生	1,234	246	988	0.8	1	2
E. 新規単元株主／端数なし	850	170	680	なし	なし	1
F. 新規単元株主／端数発生	548	109	439	0.6	なし	1
G. 単元未満株主のまま／端数なし	235	47	188	なし	なし	なし
H. 単元未満株主のまま／端数発生	22	4	18	0.4	なし	なし
I. 株主の地位消滅／端数発生	3	0	3	0.6	なし	—

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例ではB、D、F、H及びIの場合）は、端数株式の全てを当社が一括して売却するか自己株式として買い取り、端数株式が生じた株主様に対し、その処分代金を端数株式の割合に応じてお支払いいたします。端数株式の処分代金のお支払い時期につきましては、平成29年12月上旬頃を予定しております。

また、効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（上記の例でIの場合）、株式併合によって全てのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の扱いを受けないようにすることもできます。お手続きは、お取引の証券会社等または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

#### Q6. 配当金額はどうなるのか？

A. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただきます。従いまして、業績の状況など経営環境を考慮しないことを前提として、株式併合を理由に株主様への配当金の受取額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式に対しましては配当は発生いたしません。

具体例をお示しいたしますと、株式併合の効力発生前後で、ご所有株式数及び受取配当金総額等は、次のとおりとなります。

- ・所有株式数：1,000株 → 200株 …… 5分の1
- ・1株当たり年間配当金（仮定）：10円 → 50円 …… 5倍
- ・受取配当金総額（仮定）：10,000円 → 10,000円 …… 変動なし

**Q7. 今後の具体的なスケジュールは？**

A. スケジュールは以下のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 23 日	定時株主総会
平成 29 年 9 月 26 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
平成 29 年 11 月上旬頃	割当株式数の通知（郵送）
平成 29 年 12 月上旬頃	端数株式の処分代金の支払

**Q8. 株主が行う手続きはあるのか？**

A. 株主様に行っていただくお手続きはございません。なお、配当金を配当金領収証にて「ゆうちょ銀行・郵便局」でお受け取りいただいている株主様には、指定の払渡期間（未定）内にお受け取りいただくこととなりますのでご承知おきください。

**Q9. 株主優待についてはどうなるのか？**

A. 株主優待については、株式併合の割合に応じて優待基準株式数を再編する予定です。株式併合前の所有株式数 500 株～999 株に相当する「(株式併合後) 100～199 株」の株主様に対してのご優待の新設を含め、優待内容の見直しを検討したいと考えております。詳細は決まり次第開示いたします。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更及び株式併合に関してのお問い合わせ、並びに単元未満株式の買取制度及び買増制度その他株式に関する各種お手続きについてのお問い合わせにつきましては、株主様がお取引されている証券会社等か、証券会社に口座を作られていない場合には、下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電話（フリーダイヤル） 0120-782-031  
（平日 午前9時～午後5時）

以上